

平成 28 年 10 月 31 日

日本年金機構

平成 28 年熊本地震にかかる延長となっていました厚生年金保険料等の納付期限が定まりました

1. 平成 28 年熊本地震の発生に伴い、国税通則法第 11 条及び同法施行令第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月 22 日付厚生労働省告示により、熊本県について同月 14 日以降に到来する厚生年金保険料等の納付期限を延長する措置を講じてまいりました。
2. 今般、熊本県における被災地の状況や関係自治体の意向などを踏まえ、平成 28 年 10 月 31 日付厚生労働省告示第 384 号及び第 385 号により、後日、お知らせすることとしておりました納付期限の延長の期日下記のとおり定められました。
3. 平成 28 年熊本地震による災害等により、一時に厚生年金保険料等の納付ができない熊本県内に所在する事業主及び船舶所有者の方については、管轄する年金事務所に納付の猶予についてご相談願います。

厚生労働省告示	地域	延長納付期限	延長期間	延長となる保険料等
第 3 8 4 号	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、上益城郡嘉島町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町	平成 28 年 11 月 30 日(水)	平成 28 年 4 月 14 日～ 平成 28 年 11 月 29 日までに 納付期限が到来する厚生年金保険料等	平成 28 年 3 月分～ 平成 28 年 9 月分までの 厚生年金保険料等
第 3 8 5 号	熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡益城町	平成 28 年 12 月 16 日(金)	平成 28 年 4 月 14 日～ 平成 28 年 12 月 15 日までに 納付期限が到来する厚生年金保険料等	平成 28 年 3 月分～ 平成 28 年 10 月分までの 厚生年金保険料等

※厚生年金保険料等：厚生年金保険料、船員保険料、全国健康保険協会の管掌する健康保険料、子ども・子育て拠出金